

ZEUS WiMAX 対応端末販売規約

株式会社 HUMAN LIFE（以下「当社」といいます。）は、当社が開設するインターネット上のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）において、ZEUS WiMAX 対応端末販売規約（以下「本規約」といいます。）に基づき ZEUS WiMAX 通信サービスに対応した端末機器及び付属品（以下「ZEUS WiMAX 端末」といいます。）を販売します。

第1条（本規約の適用）

1. お客様は、ZEUS WiMAX 端末の購入にあたっては、本規約に同意していただく必要があります。当社は、お客様が ZEUS WiMAX 端末の購入を申し込んだ時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなします。
2. 当社が本サイトに別途提示する諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、お客様の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約その他本規約に付随して当社が別に定める事項（以下「本規約等」といいます。）を変更することがあります。なお、本規約等が変更された場合には、以後、変更後の本規約等を適用するものとします。
2. 当社は、本規約等を変更する場合は、変更後の本規約等の内容及びその効力発生時期について、本サイトに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第3条（端末売買契約の申込みができる者の条件）

本サイトにおいて ZEUS WiMAX 端末の購入に係る契約（無償で ZEUS WiMAX 端末を提供する場合を含み、以下「端末売買契約」といいます。）の申込みができる者は、当社又は提携事業者との間に ZEUS WiMAX 通信サービスの提供に係る契約を締結しているお客様に限ります。

第4条（端末売買契約の申込み）

1. 端末売買契約の締結を希望するお客様は、当社所定の方法により本サイト上で必要事項を入力し、本規約等に同意のうえで申し込んでいただきます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客様が他の端末売買契約に基づき購入した ZEUS WiMAX 端末について、配送業者から当社に対し、お客様への引渡し完了した旨の連絡がなされていない場合。
 - (2) お客様が修理等のために au ショップ等へ ZEUS WiMAX 端末を預け入れている

場合。

- (3) お客様が当社の端末補償サービス規約に定める端末補償サービスを利用している場合であって、当該規約に基づき請求された ZEUS WiMAX 端末の交換が完了していないとき。
 - (4) お客様が前項の申込みにおいて当社に対して虚偽の申告を行った場合。
 - (5) お客様が本規約等に基づき生じる債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合。
 - (6) ZEUS WiMAX 端末の配送先として日本国外の住所が指定されている場合。
 - (7) その他当社が申込みを承諾することにつき不相当と判断した場合。
3. 当社は、お客様が未成年者である場合には、第1項の申込みを承諾しません。

第5条（端末売買契約の成立）

1. 端末売買契約は、当社が前条に基づく申込みの受付を完了し、これを承諾した時点で成立するものとします。
2. 前項の契約成立の承諾通知は、お客様が本サイト上で入力した電子メールアドレスへの電子メールの送信をもって行います。
3. 当社は、端末売買契約が成立した場合は、そのお客様が WiMAX2+サービスの提供を受けている提携事業者に対し、ZEUS WiMAX 端末の購入日及び端末識別番号等の情報（お客様が端末売買契約と同時に当社が提供する端末補償サービスに係る利用契約を締結したときは、その旨を含みます。）を通知します。

第6条（販売代金等）

ZEUS WiMAX 端末の販売代金及び送料その他の諸費用（以下「販売代金等」といいます。）は、本サイトにおいて表示するものとします。

第7条（支払方法）

お客様は、当社が別途指定する方法に従って、当社へ販売代金等を支払っていただきます。

第8条（ZEUS WiMAX 端末の引渡し及び所有権の移転）

1. 当社は、当社の指定する配送業者により ZEUS WiMAX 端末を配送するものとします。
2. 当社は、端末売買契約の締結に際してお客様から申告のあった配送先住所へ ZEUS WiMAX 端末の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の売主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. ZEUS WiMAX 端末の所有権は、ZEUS WiMAX 端末の引渡しが完了した時点で、当社からお客様へ移転するものとします。

第9条（本商品の交換）

1. 当社は、お客様の責に帰すべからざる事由による破損、汚損又は水濡れその他の不具合が ZEUS WiMAX 端末に生じている場合であって、商品到着から 1 週間以内に当社所定の窓口へその旨の連絡があったときに限り、ZEUS WiMAX 端末の交換に応じるものとし、この場合、交換に要する送料は、当社が負担するものとし、

第10条（端末売買契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様へ通知のうえ、端末売買契約を解除することができるものとし、

- (1) お客様が本規約等に違反したとき。
- (2) お客様が支払期限を過ぎてもなお販売代金等の支払いを行わないとき。
- (3) お客様が指定した配送先に ZEUS WiMAX 端末を配送したにもかかわらず、お客様の不在等により ZEUS WiMAX 端末の引渡しができなかったとき。当社の債務不履行による場合を除き、お客様都合による端末売買契約の解除を行うことはできません。

第11条（ZEUS WiMAX 通信サービス契約の初期契約解除があった場合の取扱い）

当社は、お客様が電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 第 1 項（初期契約解除制度）の規定に基づき ZEUS WiMAX 通信サービス契約を解除する場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとし、

第12条（端末売買契約の解除があった場合の取扱い）

1. お客様は、第 10 条 1 号、2 号又は第 11 条の定めに基づき端末売買契約の解除があった場合は、自己の責任と費用負担において、当社が指定する期日までに、当社が指定する場所へ ZEUS WiMAX 端末を返還していただきます。
2. 当社は、端末売買契約の解除に伴い返金を要する場合は、当社に対する ZEUS WiMAX 端末の返還が完了した後、当社所定の方法により返金を行います。
3. お客様は、第 1 項の期日を経過してもなお ZEUS WiMAX 端末を返還しなかった場合又は返還された ZEUS WiMAX 端末にお客様の責に帰すべき事由による破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、当社に対し、その端末売買契約が解除された時に同一商品に設定されている販売価格（条件に応じて複数の価格が設定されていた場合は、そのうち最高の価格とします。）と同額（第 2 項による当該商品にかかる当社からの返金が未了の場合は、その販売価格から当該返金額を控除した額）を支払わなければならないものとし、

第13条（個人情報の取扱い）

当社は、ZEUS WiMAX 端末の販売にあたってお客様から取得した個人情報について、当

社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

第 14 条（不正申込の取扱い）

1. 当社は、ZEUS WiMAX 端末の購入の申込みに関して、ZEUS WiMAX 端末の配送がなされたかどうかにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為があったと推定した場合、本人確認のためにその申込みの支払いに係るクレジットカードの名義人及びその発行会社に対して、その申込みに係る情報を開示するものとします。
2. 当社は、ZEUS WiMAX 端末の購入の申込みが本人によるものでないと判断したときは、その端末売買契約を無効とします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、お客様が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (6) この契約に関して、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - (ア) 当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、端末売買契約を解除するものとします。
 - (1) 前項（1）ないし（5）の確約に反することが判明した場合
 - (2) 前項（6）の確約に反する行為をした場合
3. 前項の規定により、端末売買契約を解除した場合には、お客様に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

第 16 条（免責）

当社は、本サイトの利用及び本サイトにおいて販売される ZEUS WiMAX 端末に関連してお客様その他第三者が被る損害、損失、不利益について、本規約等に定めるほかは、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負いません。

第 17 条（法令等の遵守）

お客様は、本サイトにおいて購入した ZEUS WiMAX 端末について、関連する全ての法規、規則及び命令等を遵守していただきます。

第 18 条（合意管轄裁判所）

本規約等に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（準拠法）

本規約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

2022 年 5 月 13 日制定

2023 年 12 月 25 日改定